

Toyo Business Service Public Company Limited

BANGKOK: 32/27, Sino-Thai Tower 6F, Sukhumvit 21 (Asoke) Rd. Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110, THAILAND

TOKYO: NTG Building, 4-8-41, Mita, Minato-Ku, Tokyo, 108-0073, JAPAN (Toyo Business Group Co., Ltd.)

(2025 年 10 月現在)

弊社は、日本とタイの懸け橋として両国の経済発展に貢献することを理念に、日系企業様がタイで円滑に事業活動ができるようにお手伝いすることを使命としております。

弊社グループは、コンプライアンスを重視したタイ事業の安定経営、トラブル未然防止の仕組み作りを支援します。

* 弊社の強み

弊社では日系企業様がタイで安全に事業ができるよう、すべての業務においてコンプライアンスを最重視しております。法令を遵守した進出および経営が、タイにおける事業活動の安全確保には大変重要となります。

そこで弊社では、多くのトラブル事例（労使問題、債権回収、株主・パートナー間トラブル、税金問題等）をベースに、「リスクとコスト」を経営判断基準として、問題が発生しない体制を事前に構築することを前提にしております。

また、日系企業 1,750 社以上の事例に基づき、日タイ両面からの現実的な解決策の提案を致します。

* 会社概要

ホームページ: www.toyo-g.com

創 業: 1977 年（設立 1986 年、2011 年より現業）

従 業 員 数: 85 名（日本人 18 名）

代 表 者: 森山 太郎（もりやま たろう）

資 本 金: 58,800,000 バーツ

問合せ先: e-mail: consulting@toyo-g.com

主 要 取 引 先: 自治体様、メガバンク様、地方銀行様、JETRO 様、日系企業様、学校法人様、タイ政府機関等

タイでの面談(Toyo Business Service Public Company Limited)

場所: 32/27 Sino-Thai Tower 6F, Sukhumvit 21 Rd. (Asoke), Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110

時間: 平日 10:00 - 12:00、13:30 - 17:30（日本窓口との Web 会議可） 電話: +66(0)2-661-6061

日本での面談(東洋ビジネスグループ株式会社)

場所: 〒108-0073 東京都港区三田 4-8-41 NTG ビル

電話: +81(0)3-6825-8603

時間: 平日 13:30 - 17:30（タイオフィスとの Web 会議可）

担当: 池田（いけだ）

* 業務内容

- ① 会社経営支援: タイ法人の人事・労務、法務、会計・税務、各種トラブルなどの経営管理全般の問題解決
- ② ガバナンス支援: タイ法人の就業規則、各種規程、内部通報制度導入などのガバナンス体制構築支援
- ③ タイ進出支援: 会社設立、BOI 申請、ビザ・労働許可証取得などのコンプライアンスを重視したタイ進出支援
- ④ 月次業務支援: 会社設立後の自立支援、労務支援などの会社運営サポート
- ⑤ 会計監査業務: タイの法令・会計基準に則った、決算書、税務申告書の監査（Toyo Audit Co., Ltd.が対応）
- ⑥ 社内通報窓口: 社内不正や規程違反・ハラスメントなどのコンプライアンス違反の外部通報受付窓口

* グループ

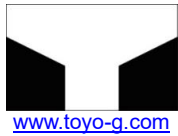
会 計 監 査: Toyo Audit Co., Ltd.

出 資: Toyo Business Capital Co., Ltd.

自 治 体 支 援: Toyo Business Solutions Co., Ltd.

日本進出支援: 東洋ビジネスグループ株式会社

※弊社収益の一部は、孤児や教育の機会に恵まれない子供達への教育支援活動をしているタイの教育財団に寄付しております。



Toyo Business Service Public Company Limited

BANGKOK: 32/27, Sino-Thai Tower 6F, Sukhumvit 21 (Asoke) Rd. Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110, THAILAND

TOKYO: NTG Building, 4-8-41, Mita, Minato-Ku, Tokyo, 108-0073, JAPAN (Toyo Business Group Co., Ltd.)

(2025 年 10 月現在)

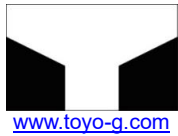
ー代表的な進出形態と撤退における見積もり例ー

1) 内資会社の設立

	手数料 (VAT 別途)	実費 (非課税)
① タイ資本過半数以上の法人		
- 法人設立登記	100,000 THB	5,600 THB～
- 歳入局オンラインシステム利用登録(e-Filing)	5,000 THB	
- 社会保険事務所オンラインシステム利用登録(e-Service)	5,000 THB	
② 駐在者本人の B ビザ、労働許可証申請		
- 日本での B ビザオンライン(e-Visa)申請代行(滞在期限 90 日)	30,000 円	11,000 円
- B ビザにてタイ入国後の労働許可証申請	40,000 THB	3,100 THB
- B ビザ更新 (1 ヶ月更新後に 11 ヶ月更新)	30,000 THB	1,900 THB
- リエントリーパーミット (数次再入国許可) 申請	5,000 THB	3,800 THB
- 個人納税者番号取得代行 (TAX ID)	2,000 THB	
	30,000 円	11,000 円
合計:	187,000 THB	14,400 THB～

2) 外資会社の設立

	手数料 (VAT 別途)	実費 (非課税)
① 外国資本過半数以上の法人		
- BOI 申請 (外国人事業ライセンス申請含む)	200,000 THB～	22,000 THB
- 法人設立登記	100,000 THB	5,600 THB～
- 歳入局オンラインシステム利用登録(e-Filing)	5,000 THB	
- 社会保険事務所オンラインシステム利用登録(e-Service)	5,000 THB	
② 駐在者本人の B ビザ、労働許可証申請		
- 日本での B ビザオンライン(e-Visa)申請代行(滞在期限 90 日)	30,000 円	11,000 円
- B ビザにてタイ入国後の労働許可証申請	40,000 THB	3,100 THB
- B ビザ更新	30,000 THB	1,900 THB
- BOI へのポジション申請 (BOI のみ)	10,000 THB	
- リエントリーパーミット (数次再入国許可) 申請	5,000 THB	3,800 THB
- 個人納税者番号取得代行 (TAX ID)	2,000 THB	
	30,000 円	11,000 円
合計:	397,000 THB～	36,400 THB～



Toyo Business Service Public Company Limited

BANGKOK: 32/27, Sino-Thai Tower 6F, Sukhumvit 21 (Asoke) Rd. Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110, THAILAND

TOKYO: NTG Building, 4-8-41, Mita, Minato-Ku, Tokyo, 108-0073, JAPAN (Toyo Business Group Co., Ltd.)

(2025 年 10 月現在)

3) 駐在員事務所の設立

	手数料 (VAT 別途)	実費 (非課税)
① 駐在員事務所の設立		
- 駐在員事務所の登録	100,000 THB	
- 認証書類作成および申請代行手数料	10,000 THB	日本での公証実費別途
- 商務省オンラインシステム利用登録(e-Filing)	5,000 THB	
- 歳入局オンラインシステム利用登録(e-Filing)	5,000 THB	
- 社会保険事務所オンラインシステム利用登録(e-Service)	5,000 THB	
② 駐在者本人の B ビザ、労働許可証申請		
- 日本での B ビザオンライン(e-Visa)申請代行(滞在期限 90 日)	30,000 円	11,000 円
- B ビザにてタイ入国後の労働許可証申請	40,000 THB	3,100 THB
- B ビザ更新	30,000 THB	1,900 THB
- リエントリーパーミット (数次再入国許可) 申請	5,000 THB	3,800 THB
- 個人納税者番号取得代行 (TAX ID)	2,000 THB	
	30,000 円	11,000 円 + 公証実費
合計:	202,000 THB	8,800 THB

4) 会社の解散・清算手続き

	手数料 (VAT 別途)	実費 (非課税)
① 法人、駐在員事務所解散 (決算業務、監査を除く事務手続き)	100,000 THB~	1,400 THB~
② 法人清算手続き中の維持管理 (税務調査対応を除く)	20,000 THB/月	
③ 清算人業務サポート	10,000 THB/月	
合計:	130,000 THB~	1,400 THB~

※実費分は登記内容によって差額が発生する場合があります。

※バンコク都以外での手続きの場合は、追加料金が発生致します。

※円表示は東洋ビジネスグループ株式会社からのご請求となります。

上記の一時費用に加え、会社運営上は月次での納税申告 (源泉税、VAT)、給料計算、社会保険料の申告・納付、半期・年次での法人税の申告・納付、年次会計監査、ならびに日本の所得も考慮した個人所得税の納税申告等が必要となります。

5) 所要期間目安

所要期間目安	項目	詳細
0 ヶ月目	海外進出の検討	タイへの進出/進出形態の検討
1 ヶ月目(検討)	会社登記情報の決定	会社登記住所
		株主構成
		取締役の選定、サイン権者の選定
		社名、発起人、資本金、事業内容の詳細
		基本定款、付属定款の内容
		商号予約、社印作成
2 ヶ月目(設立)	設立登記	申請書類準備(発起人、株主、取締役による署名)
		商務省へ設立登記申請
	事業開始準備	銀行口座開設
		資本金の送金
3 ヶ月目(事業開始準備)	事業開始準備	税務登録(VAT 登録)
		従業員雇用、社会保険登録(SSO 登録)
	ビザ、労働許可証取得 (駐在員)	タイ国外で就労ビザ取得
		タイ入国
		労働許可証取得
4 ヶ月目以降(事業開始)	就労ビザの延長	就労ビザの延長

6) 運営にかかる費用(例) 単位:タイバーツ

	現地法人		駐在員事務所	
資本金	最低 2,000,000*1		2,000,000 超	
運営費	月額	年額	月額	年額
駐在員人件費	130,000	1,560,000	130,000	1,560,000
現地スタッフ人件費*2	160,000	1,920,000	40,000	480,000
事務所費用*3	90,000	1,080,000	40,000	480,000
社用車費用	30,000	360,000	30,000	360,000
その他費用*4	40,000	480,000	20,000	240,000
年次会計監査費用		100,000		50,000
運営費総額	450,000	5,500,000	260,000	3,170,000

年間運営費は現地法人の場合 2,400 万円ほど、駐在員事務所の場合 1,400 万円ほどです。(1 パーツ 4.5 円の場合)

*1 駐在員 1 名につき、資本金 200 万パーツ

*2 現地法人の場合は 4 名雇用、駐在員事務所の場合は 1 名雇用を想定

*3 現地法人は 5 名(約 50 平米)、駐在員事務所は 2 名(約 20 平米)を想定。家賃・水道光熱費を含む。

*4 オフィス用品、郵便代、月次会計費用など